

承認容器使用期間更新申請書の一部補正について

TTO-T20-033

令和 2 年 11 月 30 日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横須賀市内川二丁目 3 番 1 号

株式会社グローバル・ニュークリア

・フュエル・ジャパン

代表取締役社長 山 崎 肇

令和 2 年 11 月 10 日付け TTO-T20-031 をもって申請しました承認容器  
使用期間更新申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

## 記

### 1. 補正の内容

補正内容を以下に示します。

#### 【補正箇所】

- (1) 添付書類「輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書」
- (2) 別添2「輸送容器の定期自主検査要領及び検査結果」

#### 【補正前】

- (1) 1. 定期自主検査

本申請に係るRAJ-II型輸送容器は、核燃料輸送物設計承認書（＜設計承認番号：J/143/AF-96（Rev. 3）＞（平成28年12月15日付け原規規発第1612151号））に基づく輸送容器として、平成29年7月27日付け原規規発第1707275号をもって容器承認書を取得して（その後核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第24条第1項の規定に基づく代表者氏名変更の届け出を行った）おり、輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持するために、年1回以上、または年間の使用回数が10回を超えるものについては、使用回数10回毎に1回以上の定期自主検査を実施し、その性能が健全に維持されていることを確認している。

本申請に係るRAJ-II型輸送容器は、平成29年1月11日付けで容器承認申請を行い、平成29年7月27日付け原規規発第1707275号により承認を受けたものであり、容器承認申請以降の定期自主検査の結果を添付に示す。

- (2) 1. 1年定期自主検査

検査項目	検査要領	合格基準	検査結果
外観検査	(1) 外容器及び内容器の外観を目視で検査する。 (2) 外容器及び内容器の <u>の</u> ガスケットの外観を目視で検査する。	(1) 傷、割れ及び形状等の異常がないこと。 (2) 傷、割れの <u>の</u> ないこと。	合格
未臨界検査	(1) 外容器及び内容器の外観を目視で検査する。	(1) 傷、割れ及び形状等の異常がないこと。	合格

個々の輸送容器の定期自主検査結果及び使用の実績を別添2-1に示す。

【補正後】

(1) 1. 定期自主検査

本申請に係るRAJ-II型輸送容器は、核燃料輸送物設計承認書（＜設計承認番号：J/143/AF-96（Rev. 3）＞（平成28年12月15日付け原規規発第1612151号））に基づく輸送容器として、平成29年7月27日付け原規規発第1707275号をもって容器承認書を取得して（その後核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第24条第1項の規定に基づく代表者氏名変更の届け出を行った）いた。

また、輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持するために、核燃料輸送物設計変更承認申請書（平成28年7月15日付けTTO-T16-010）で定めたとおり、年1回以上、または年間の使用回数が10回を超えるものについては、使用回数10回毎に1回以上の定期自主検査を実施し、その性能が健全に維持されていることを確認している。

本申請に係るRAJ-II型輸送容器は、平成29年1月11日付けで容器承認申請を行い、平成29年7月27日付け原規規発第1707275号により承認を受けたものであり、容器承認申請以降の定期自主検査の結果を添付に示す。

(2) 1. 1年定期自主検査

検査項目	検査要領	合格基準	検査結果
外観検査	(1) 外容器及び内容器の外観を目視で検査する。 (2) 外容器及び内容器のガスケットの外観を目視で検査する。	(1) 傷、割れ及び形状等の異常がないこと。 (2) 傷、割れのないこと。	合格
未臨界検査	(1) 外容器及び内容器の外観を目視で検査する。	(1) 傷、割れ及び形状等の異常がないこと。	合格

個々の輸送容器の定期自主検査結果及び使用の実績を別添2-1に示す。

2. 補正の理由

記載内容の適正化のため

以上